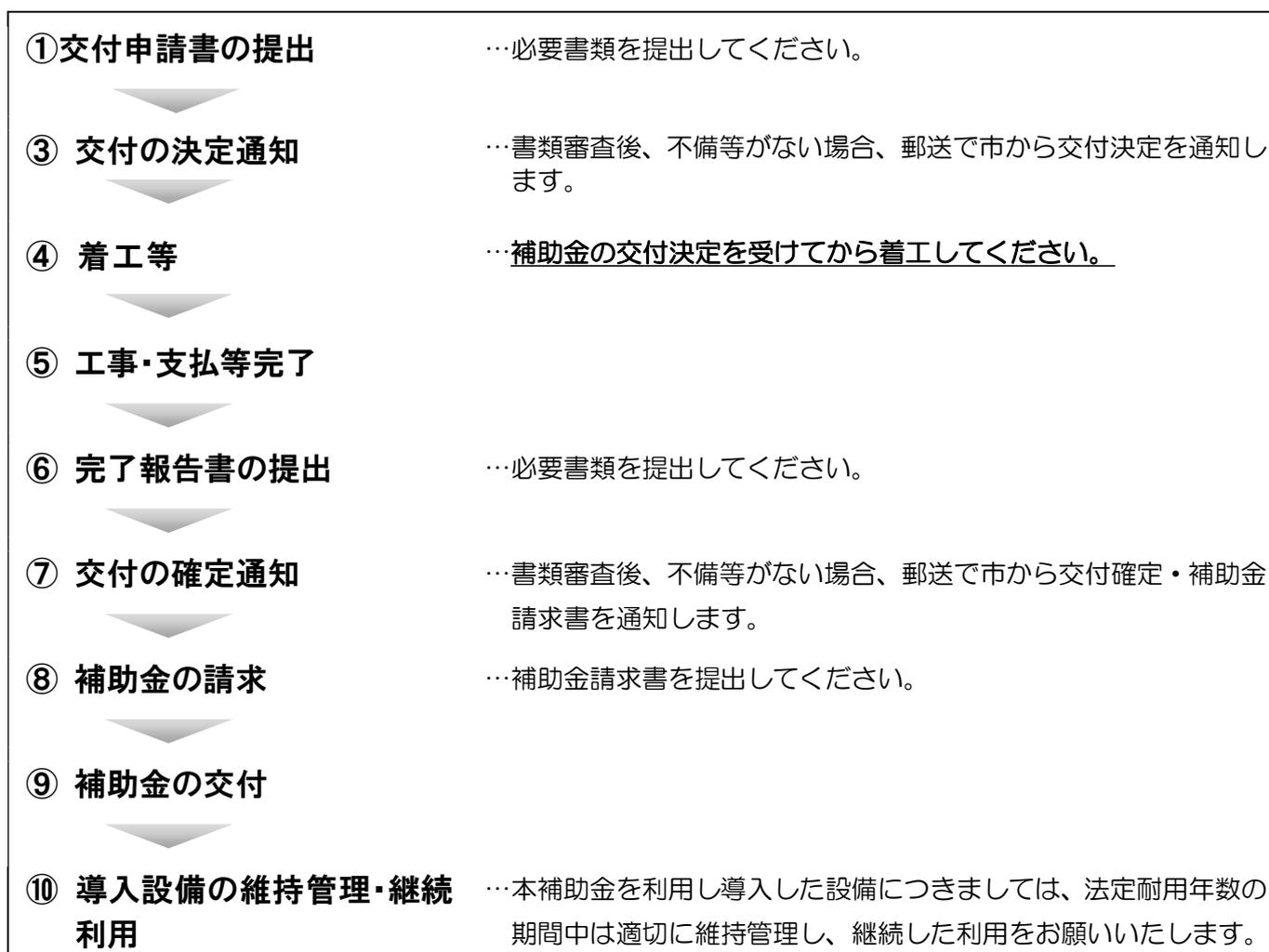


令和7年度

富士市中小企業者等ゼロカーボンチャレンジ補助金申請の手引き

新エネルギー対策事業

<申請の流れ>



【注意事項等】

○必ず補助金の交付決定を受けてから着工してください。

○交付申請の前に着工した事業及びリース事業については補助対象外です。

○書類の不備がある場合や、申請が混みあう時期には、お時間をいただく場合がありますので、余裕をもって申請してください。

<交付申請書の提出期間>

令和7年4月1日 から 令和8年2月27日 まで

※ 予算額を超える申請があった場合、早期に受付を終了する場合があります。

<補助額>

$$A \text{ 補助金額} \times B \text{ 係数} \text{ (千円未満切捨て)} = \text{補助額}$$

A 補助金額		B 係数		
事業内容	補助金額	係数の区分		係数
自家消費を目的とした設備導入	①～③のいずれか少ない額 ①総経費の4分の1 ②CO ₂ 削減量1kg当たり100円を乗じて得た額 ③500万円	補助金申請者	環境認証 未取得	0.8
		施工業者	環境認証 未取得	
		補助金申請者	環境認証 未取得	0.9
施工業者	環境認証 取得済			
売電を目的とした設備導入	①～③のいずれか少ない額 ①総経費の4分の1 ②CO ₂ 削減量1kg当たり16円を乗じて得た額 ③500万円	補助金申請者	環境認証 取得済	1
		施工業者	環境認証 取得済	
		補助金申請者	脱炭素化推進計画書を提出	1
		施工業者	脱炭素化推進計画書を提出	

※環境認証とは、エコアクション21、ISO14001、グリーン経営認証 など。

※施工業者が市外事業者の場合には、環境認証は未取得とみなします。

<完了報告書の提出期限>

事業完了から1か月以内 または 令和8年3月31日 いずれか早い日まで

※ 期限までに事業が完了（施工・支払いの完了）しない場合、補助金を交付できません。

<補助対象者>

○市税に未納付がないこと。

○中小企業者（大企業の子会社を除く。）、中小企業団体及び中小企業者が主たる構成員である公共的団体（構成員が業として利用する施設又は設備を整備する場合）であること。

（中小企業者の定義）	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	三億円以下	三百人以下
卸売業に属する事業	一億円以下	百人以下
サービス業に属する事業	五千万円以下	百人以下
小売業に属する事業	五千万円以下	五十人以下

※資本金・従業員のいずれかが下回ると中小企業となります。

※大企業の子会社とは、中小企業の定義に当てはまらない事業者が、資本又は役員の過半数を占めている事業者をいいます。

※中小企業者には、個人事業主を含みます。

※医療法人、学校法人及び社会福祉法人については、サービス業として扱います。

<補助対象事業(対象条件)>

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条第1号から第9号に掲げる新エネルギー利用等を行うための施設又は機器が対象です。

<その他>

- 事業の中止や申請内容の変更がある場合は、事業計画変更・中止届出書が必要です。
- 補助対象が重複する、本市のほかの補助金との併用はできません。
- 補助を受けた事業者の義務として法定耐用年数内は善管義務があります。

<必要書類【交付申請書提出時】>

提出書類	備考
交付申請書	ウェブページから様式をダウンロード
事業計画書	ウェブページから様式をダウンロード
見積書の写し	
機器等の形状、規格等を説明できる資料	
市税の完納証明書	発行から2か月以内のもの。（市役所3階収納課で交付）
登記事項証明書（履歴事項全部証明書） または住民票	発行から2ヶ月以内のもの。個人事業主の場合は住民票を提出。
健全経営に係る宣誓書	ウェブページから様式をダウンロード
最新年度の貸借対照表及び損益計算書	青色申告を行っている場合は、最新年度の確定申告書に付した貸借対照表及び損益計算書の写し、それ以外の場合は、現時点の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。（作成に当たっては税理士などの指導を受けることをお勧めします。）
環境認証の取得を証明できる証書の写し	取得している場合のみ
脱炭素化推進計画書	ウェブページから様式をダウンロード 作成している場合のみ
特定契約に係る契約書の写し	特定契約に係るもののみ

<必要書類【完了報告書提出時】>

提出書類	備考
完了報告書	ウェブページから様式をダウンロード
領収書等の写し	複数枚ある場合はすべて。振込明細書でも可
請求内訳がわかる書類の写し	注文書・請求書等（領収書の金額と一致していること）
施工前後の写真	着工前後の施工箇所（全体・銘板）等を撮影すること
売電する電力会社との電力受給契約書等の写し	売電する事業のみ

<必要書類【請求書提出時】>

提出書類	備考
請求書	ウェブページから様式をダウンロード

＜本事業に関する問い合わせ先・書類の提出先＞

富士市 環境部 環境総務課 脱炭素推進担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100

TEL 0545-55-2901

FAX 0545-51-0522

E-mail ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

令和7年 4月10日

富士市中小企業者等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

(宛先) 富士市長

郵便番号 417-8601

住 所 富士市永田町1-●●●

申請者 氏 名 富士山●●産業株式会社

代表取締役 ふじさん たろう
富士山 太郎

電話番号 0545-55-2902

富士市中小企業者等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補 助 事 業 費	6,600,000 円
交 付 申 請 額	1,500,000 円

補助事業費は、見積書の税込み金額を記載してください。

- ①～③のいずれか少ない額
- ① $6,000,000 \times 1/4 = 1,500,000$ 円
- ② $22,770 \times 100 = 2,277,000$ 円
- ③ 5,000,000 円
- ⇒ ①を採用

事業計画書

事業所の名称	富士山●●産業株式会社		
設置場所	富士市永田町1-●●●		
業種	製造業		
脱炭素化への取組	取得している環境認証名 エコアクション21 脱炭素化促進計画の策定 <input checked="" type="checkbox"/> 有り ・ 無し しずおかGXサポートの利用ID数 () 1ID目利用料 (月額 円) 2ID目利用料 (月額 円)		
省エネルギー診断	実施者 () 診断の名称 ()		
実施事業	次のいずれかにレ点を付してください。 <input type="checkbox"/> 1 省エネルギー対策を行う事業 <input checked="" type="checkbox"/> 2 新エネルギー対策を行う事業 <input type="checkbox"/> 3 事業所用太陽光発電システムの導入を行う事業 <input type="checkbox"/> 系統連系をして、FIT認定でない売電をする <input type="checkbox"/> 系統連系をするが、売電はしない <input type="checkbox"/> 系統連系をしない		
事業の概要	事業所内に小水力発電設備を設置する。		
施設又は設備の概要	小水力発電設備 年間 33,000kWh 発電を予定		
施工事業者	住所 富士市永田町1-△△△ 施工事業者名 富士●●電器株式会社 代表者名 代表取締役 ●△ 取得している環境認証名 ISO14001		
事業費	総額 6,600,000円 補助対象経費 6,000,000円		
温室効果ガス総排出量	事業実施前	事業実施後	削減量
	22,770kg/年	0kg/年	22,770kg/年 (削減率 100%)
事業期間	着工予定日 令和7年5月1日頃 完了予定日 令和7年9月30日頃(納車予定日)		
備考			

総額は見積書の税込み金額、補助対象経費は見積書の税抜き金額を記載してください。

(注) 施工事業者、事業費、温室効果ガス総排出量の欄は、省エネルギー対策又は新エネルギー対策を行う事業を実施する場合に記載すること。